

No.	区分	事務事業名	事業概要	対象者	対象経費	補助額等	補助要件等	留意点	担当部署
1	優遇措置	過疎地域による税制優遇	各法律に基づく開発地域のほか、市内全域において次のとおり税制上の優遇措置が受けられる制度。	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	市内に事業所等を新設するために要した不動産取得税、法人事業税、固定資産税	①県税 不動産取得税（全額） 法人事業税（全額3年） ②市税 固定資産税（全額3年）	一関地域を除く地域 令和9年3月31日までの取得が対象	・課税免除の適用には、市税は当該資産取得年度の決算後4か月以内、次年度以降は毎年3月25日までに申請が必要です ・県税は当該資産取得年度の決算後2か月以内に申請が必要です	商工観光部 商工振興課 21-8412
2	優遇措置	地域未来投資促進法による税制優遇	各法律に基づく開発地域のほか、市内全域において次のとおり税制上の優遇措置が受けられる制度。	製造業等、IT関連企業、BPO等	市内に事業所等を新設するために要した不動産取得税、法人事業税、固定資産税	①県税 不動産取得税（全額） 法人事業税（全額3年） ②市税 固定資産税（全額3年）	①「地域経済牽引事業計画」を作成し知事の承認を得ること。 ②①の県知事からの承認に加え、企業の申請により国から当該事業計画が先進性を有する事業であることの確認を得ること。 ※事業に着手する前(対象資産の取得前)に、上記①及び②の手続きをいずれも終えることが必要です。	・課税免除の適用には、市税は当該資産取得年度の決算後4か月以内、次年度以降は毎年3月25日までに申請が必要です ・県税は当該資産取得年度の決算後2か月以内に申請が必要です	商工観光部 商工振興課 21-8412
3	優遇措置	中小企業等経営強化法による税制優遇	中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受けた事業者は、固定資産税の特例軽減の優遇措置を受けられる制度。	市内で新たに設備を導入する中小企業	導入設備に係る固定資産税	対象経費の固定資産税課税標準を軽減 ①1.5%以上の賞上げ方針有り：1/2（3年間） ②3.0%以上の賞上げ方針あり：1/4（5年間） ※賞上げ方針がない場合は特例措置なし。	年平均の投資利益率が5.0%以上となることが見込まれる下記の設備 ・機械装置（160万円以上） ・工具（30万円以上） ・器具備品（30万円以上） ・建物附属設備（60万円以上）	・令和7年度税制改正 ・先端設備等を取得する前に、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受ける必要があります ・中小企業等経営強化法の「経営力向上計画」とは異なりますのでご注意ください	商工観光部 商工振興課 21-8412
4	優遇措置	特定区域における産業の活性化に関する条例に基づく支援	市の申請に基づき県が指定した特定区域において工場等を整備する場合、税の課税特例措置や大型補助、融資枠拡大などの支援を受けられる制度。			①課税特例 ・県税：不動産取得税（全額）、法人事業税（全額3年、その後2年間1/2免除） ・市税：固定資産税（過疎地域：全額3年、その後2年間1/2相当額補助）（市内における上記以外の地域：3年間課税相当額補助、その後2年間1/2相当額補助） ②大型補助：上限設定なし ③融資：最大20億円	減価償却資産の取得価格が5,000万円以上、新規常用雇用者数5人以上		商工観光部 産業企画課 21-8451
5	補助金交付金	ふるさと応援寄附返礼品開発等支援補助金	地域資源を活用し、地域の活性化を図るため、ふるさと応援寄附の返礼品や返礼サービスの開発、改良に要する経費に対する補助。	一関市ふるさと応援寄附返礼品協力事業者に登録(予定含む)している事業者	返礼品等の開発等に要する経費。 ※国や地方公共団体（当市含む）から補助金等の交付を受けている経費又は保険、共済等による保険金等の支払いを受けている、若しくは受けようとしている経費を除く。	補助対象経費の2/3 ※上限100万円 ※上限100万円のうち、備品購入費は上限50万円 ※1,000円未満切捨て	返礼品等の新たな開発又は既存の返礼品等の魅力を向上させるために改良を行う事業で、その開発や改良に要するものであること	・着手前に市の認定を受ける必要があります ・返礼品等の開発、改良に要する経費が対象であり、その後の製造分は対象外となります。（例：デザインと最低ロットのサンプルまでが対象） ・返礼品の外観価値の演出のみを目的とする経費や返礼品の開発等に直接関係のない経費は対象外	まちづくり推進部 交流推進課 21-8194
6	補助金交付金	地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金（自家消費型補助金）	温室効果ガス排出削減に取り組むために、市内中小企業者が設置する自家消費型太陽光発電設備の費用に対する補助。	市内に事業所等を有する中小企業者	自家消費型太陽光発電設備設置に要する経費 ※自家消費型とは、売電よりも設置した事業所等の中で消費することを優先する	5万円/kW ※上限500万円 ※kWは公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナーの出力と比較して小さいほう	自家消費率（太陽光発電設備で発電した電力のうち設備設置場所で消費した電力）50%以上を達成すること。 設備設置の契約締結者は下記のものとする。こと。 ①設備を購入して設置する場合（初期投資あり）：市内及び隣接市町村（陸前高田、奥州、平泉、住田、気仙沼、登米、栗原、東成瀬）に本支店、営業所等（以下「本店等」という。）を有する施工業者 ②PPA（初期投資が実質なし）の場合：①の施工業者若しくは市内及び隣接市町村以外に本店等を有するPPA事業者又はリース事業者で、市内に本店等を有する施工業者に再生可能エネルギー設備の設置を委託する者。	・着手前に市の認定を受ける必要があります ・同事業に対し国・県等から補助金の交付を受けている場合は対象外となります ・申請受付期間を設定します ・詳細は市のHP等で確認してください	市民環境部 生活環境課 21-8331
7	補助金交付金	女性にやさしい職場環境整備事業費補助金	事業者が女性の視点に立つて社員が働きやすい職場環境づくりのために行うトイレや更衣室等の改修費用に対する補助。	個人事業主、市内に事業所を有する中小企業等	トイレ、更衣室、パウダールーム、空調等の改修や新設に要する経費	対象経費の1/2 ※上限100万円 ※1事業所通算1回のみ	①家族以外の従業員の雇用を計画していること ②女性の視点に立った改修事業であること ③SDGsの目標達成に向けた取り組みを行うこと ④年次有給休暇取得促進のための取り組みを行うこと	・同事業に対し国・県等から補助金の交付を受けている場合は対象外となります ・申請受付期間を設定します。市のHP等で確認してください	商工観光部 商工振興課 21-8412
8	補助金交付金	新規高卒者人財育成支援事業補助金	新規高卒者を採用した事業者が実施する人材育成及び資格取得等に要する経費に対する補助。	市内の中小企業者	①人材育成費用 社外研修及び社内研修等の経費 ②資格取得費用 職務上必要な資格取得に直接要した経費	①1人採用の場合上限20万円 2人以上採用の場合1人につき5万円加算 ②対象経費の1/2 ※上限10万円	・高等学校等又は公共職業安定所の職業紹介により、高等学校等を卒業した年の9月30日までに雇用された雇用期間の定めのない者または1年を超えて引き続き雇用が見込まれる者 ・通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度であること。ただし、1週間の所定労働時間が30時間を下回らないこと ・雇用保険の一般被保険者であること ・新規高卒者の就業先が一関公共職業安定所管内であること ・【人材育成費用】OFF-JT（日常の業務を一時的に離れて行う研修）を計40時間以上（15時間以上の社外研修及び社外講師を招いて行う社内研修の実施を含む）実施していること	「くるみん」認定を受けている企業は、人材育成費用、資格取得費用ともに上限額に1.5倍加算	商工観光部 商工振興課 21-8461

No.	区分	事務事業名	事業概要	対象者	対象経費	補助額等	補助要件等	留意点	担当部署
9	補助金 交付金	若者等人財育成支援事業 補助金	新規学卒者（大学、短大、高専、専門学校等）及び U1Jターン者を採用した事業者が実施する人材育成及 び資格取得等に要する経費に対する補助。	市内の中小企 業者	①人材育成費用 社外研修及び社内研修等の経費 ②資格取得費用 職務上必要な資格取得に直接要した経費	①1人採用の場合上限20万円 2人以上採用の場合1人につ き5万円加算 ②対象経費の1/2 ※上限10万円	・【新規学卒者】市内に居住する大学等を卒業した者で、卒業月 の翌月から起算して6か月以内に雇用されたもの ・【U1Jターン者】新たに市内に居住した者（転入前1年以上市内 に住所を有していない者）で、市内に居住する12か月前又は居住 後6か月以内に雇用契約が成立した者 ・雇用期間の定めのない者または1年を超えて引き続き雇用が見 込まれる者 ・通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度であること。た だし、1週間の所定労働時間が30時間を下回らないこと ・雇用保険の一般被保険者であること ・若者等の就業先が一関公共職業安定所管内であること ・【人材育成費用】OFF-JT（日常の業務を一時的に離れて行う研 修）を計40時間以上（15時間以上の社外研修及び社外講師を招い て行う社内研修の実施を含む）実施していること	「くるみん」認定を受けている企業 は、人材育成費用、資格取得費用と もに上限額に1.5倍加算	商工観光部 商工振興課 21-8461
10	補助金 交付金	インターンシップ促進助 成金	市内事業所等が市内に所在する施設で実施するイン ターンシップに大学生等を受け入れるために要した 経費に対する助成。	市内の中小企 業者	①交通費：居住地から（宿泊する場合は宿 泊先を経由し）インターンシップ先まで往 復するために必要な公共交通機関を利用し た経費。ただし、タクシー利用は市内移動 分のみを対象とし1万円を限度とする ②宿泊費：市外に居住する大学生等がイン ターンシップに参加するための市内宿泊 費。ただし1泊3千円を限度とする	上限2万円/人	次の要件を全て満たす事業者 ①市内に事業所を有する事業者 ②雇用保険適用事業の事業者 ③補助金交付年度を含む過去3年度において、市税の滞納がない 事業者	国又は地方公共団体（当市含む）等 から同様の補助金等の交付を受ける 場合は対象外	商工観光部 商工振興課 21-8461
11	補助金 交付金	働く女性の意識向上促進 事業費補助金	市内事業所が女性が活躍できる職場づくりを進める ために実施するセミナー等の開催に係る経費に対す る補助。	市内の中小企 業者	従業員との相互理解や女性のキャリア形成な どに関する講演会や研修などの開催に要す る経費	対象経費の1/2 ※上限5万円	次の要件を全て満たす事業者 ①市内に事業所を有する事業者 ②交付年度を含む過去3年度において市税の滞納がない事業者	国又は地方公共団体（当市含む）等 から同様の補助金等の交付を受ける 場合は対象外	商工観光部 商工振興課 21-8461
12	補助金 交付金 （報償 費）	外国人就労者地域交流促 進奨励金	外国人就労者の地域交流を促進するための機会を提 供する市内事業所に対する奨励金。	市内の中小企 業者	①生活環境整備事業：地域の清掃活動など 外国人就労者の居住地域の環境を整備す るために取り組む事業 ②地域社会共生推進事業：多様な文化の理 解を促進する機会の創出や地域住民との交 流など、共生社会を推進するために取り組 む事業	5千円/月 ※1事業者につき同一年度 上限6万円（12か月分）	次の要件を全て満たす事業者 ①市内に事業所を有する事業者 ②外国人就労者を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定又は 年度内に外国人就労者を雇用する具体的な計画がある事業者 ③年度末日に市内在住の外国人就労者を雇用している事業者 ④過去3年度に市税の滞納がない事業者		商工観光部 商工振興課 21-8461
13	補助金 交付金	外国人就労者にやさしい 職場環境整備事業費補助 金	市内事業所が外国人就労者の地域交流を促進するた めに実施する研修会等の開催に要する経費に対す る補助。	市内の中小企 業者	補助金交付年度の末日をもって完了する以 下の事業 ①日本語教育等の実施 ②異文化理解のための教育・研修 ③翻訳機の導入 ④社内規程等の多言語化	対象経費の1/2 ※上限5万円 ※1事業者につき同一年度 1回限り	次の要件を全て満たす事業者 ①市内に事業所を有する事業者 ②家族以外の従業員を雇用している事業者 ③外国就労者を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定又は年 度内に外国人就労者を雇用する具体的な計画がある事業者 ④年度末日に市内在住の外国人就労者を雇用している事業者 ⑤過去3年度に市税の滞納がない事業者	既に着手している事業や他の補助金 等を受けている事業は対象外	商工観光部 商工振興課 21-8461
14	補助金 交付金	外国人学生インターン シップ促進補助金	事業者が海外の大学生を採用するために実施するイン ターンシップに要する経費に対する補助。	市内の中小企 業者	①交通費：外国人学生の日本までの渡航費 と一関市までの交通費 ②宿泊費等：就業体験を行う期間の宿泊費 及び食費 ③その他：外国人学生が渡航ビザを取得す るための手続きに要する経費	対象経費の2/3 ※上限32万円/人	次の要件を全て満たす事業者 ①市内に事業所を有する事業者 ②家族以外の従業員を雇用している事業者 ③外国就労者を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定又は年 度内に外国人就労者を雇用する具体的な計画がある事業者 ④年度末日に市内在住の外国人就労者を雇用している事業者 ⑤過去3年度に市税の滞納がない事業者	国又は地方公共団体（当市含む）等 から同様の補助金等の交付を受ける 場合は対象外	商工観光部 商工振興課 21-8461
15	補助金 交付金	中小企業振興資金利子補 給	中小企業振興資金を利用した際の利子相当額の補 助。	市内の中小企 業者	中小企業振興資金に係る利子	利子の1.5%	取扱金融機関（岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、一関信用金 庫）と当市との間に締結する利子補給契約による		商工観光部 商工振興課 21-8412
16	補助金 交付金	中小企業振興資金保証料 補給	中小企業振興資金利用者の保証料に対する補助。	市内の中小企 業者	中小企業振興資金に係る保証料	保証料の1/2	岩手県信用保証協会と当市との間に締結する取扱契約による		商工観光部 商工振興課 21-8412
17	補助金 交付金	岩手県小規模小口資金利 子補給	岩手県小規模小口資金を利用した際の利子相当額の 補助。	市内の中小企 業者	岩手県小規模小口資金に係る利子	利子の1.1%	取扱金融機関（岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、一関信用金 庫）と当市との間に締結する利子補給契約による		商工観光部 商工振興課 21-8412
18	補助金 交付金	岩手県小規模小口資金保 証料補給	岩手県小規模小口資金利用者の保証料に対する補 助。	市内の中小企 業者	中小企業振興資金に係る保証料	保証料の一部（保証協会が 定める区分による）	岩手県信用保証協会と当市との間に締結する取扱契約による		商工観光部 商工振興課 21-8412
19	補助金 交付金	いわて起業家育成資金保 証料補給	起業家が借り入れたいわて起業家育成資金の保証料 に対する補助。	市内の中小企 業者	いわて起業家育成資金に係る保証料	保証料の全額	岩手県信用保証協会と当市との間に締結する取扱契約による		商工観光部 産業企画課 21-8451
20	補助金 交付金	中心市街地空き店舗解体 等補助金	一ノ関駅西側の商業地域に所在する空き店舗等の解 体や建物の利活用に向けた調査などに要する経費に 対する補助。	空き店舗の所 有者、相続 人、所有者等 から委任を受 けた人（グ ループ可）	①現況調査等事業 現況調査、設計業務等委託料等 ②解体工事等事業 解体、その他付帯工事費	対象経費の1/2 ※①上限100万円/棟、② 300万円/棟 ※1会計年度に1回限り	次の要件を全て満たす所有者 ①市税の滞納がないこと ②補助対象事業を市内業者に発注予定であること		商工観光部 産業企画課 21-8451

No.	区分	事務事業名	事業概要	対象者	対象経費	補助額等	補助要件等	留意点	担当部署
21	補助金交付金	地域ビジネス創出加速化支援交付金	新たなビジネスにチャレンジするため特定創業支援等事業（シゴト・ツクル・ゼミ、シゴト・ツクル・アカデミー）の講座を受講し、事業計画の実現を加速化する取組を行う事業者等を支援するための交付金。	市が行う特定創業支援等事業を修了し起業又は新規事業を行おうとする方	①新規ビジネス創出・経営革新支援事業 金融機関から融資を受けての開業や新規事業 ②アクセラレーション奨励事業 市外で行われるアクセラレーションプログラムへの参加、修了 ③市外アカデミー生奨励事業 市外居住者等のシゴト・ツクル・アカデミーへの参加、修了	①定額30万円 ②定額5万円 ③定額5万円 ※①は1事業者1回限り、 ②③は1会計年度に1回限り	〔共通〕特定創業支援等事業を修了していること ①金融機関から融資を受けて開業等すること ②市外で行われるアクセラレーションプログラムに参加し修了すること ③市外居住者等がシゴト・ツクル・アカデミーに参加し修了すること	①は当市の起業家経営安定化支援事業補助金又は学生起業家チャレンジ補助金の交付を受けている場合対象外	商工観光部 産業企画課 21-8451
22	補助金交付金	観光案内看板等整備事業費補助金	当市を訪れる観光客の受入環境の整備に要する経費に対する補助。	市内の観光物産・飲食・宿泊施設、道路旅客運送業等	観光案内を目的とする看板整備に要する経費	対象経費の2/3以内 ※1基あたり上限30万円	①交付対象者が営む事業に係る施設、商品又は事業の内容を常時案内するものであること ②複数の言語により表記されたものであること ③観光案内サイン整備ガイドラインに沿ったものとするよう努めること	矢印等を用いて目的の観光拠点を案内する誘導看板は対象外	商工観光部 観光物産課 21-8413
23	補助金交付金	冬季観光コンテンツ造成補助金	観光関連事業者が取り組む冬季の観光コンテンツ造成に要する経費に対する補助。	市内に主たる事業所を置く旅行業、宿泊業、観光施設事業、道路旅客運送業等	冬季に実施する事業に要する経費	対象経費の1/2以内 ※上限25万円	①11月から3月までに実施する事業であること ②観光客を主なターゲットとする事業であること ③一過性の事業ではなく、本補助金の活用後も継続して実施することが見込まれる事業であること	・左記要件を満たす事業であっても、対象外となる場合がありますので、市のHP等で確認してください	商工観光部 観光物産課 21-8413
24	補助金交付金	地域企業経営強化支援事業費補助金	生産能力の向上と雇用拡大を目的に、市内企業等が行う工場や生産設備の整備に要する経費に対する補助。	市内の企業	工場等の新増設に要する経費	①対象経費の5.0% ②対象経費の3.0% ※①②ともに上限2,000万円	①投資額5,000万円以上・新規雇用者3人以上 ②投資額2,000万円以上・新規雇用者2人以上	・着手前に市の認定を受ける必要があります ・左記②の適用には固定資産税の課税免除の手続きが必要となります	商工観光部 商工振興課 21-8412
25	補助金交付金	生産設備等投資促進補助金	市内で工場等の設備を新設又は増設した際の対象資産に係る固定資産税相当額の補助。	製造業、情報サービス業、運輸業並びに卸売業の一部	対象資産に係る固定資産税相当額	対象資産に係る固定資産税相当額（全額3年。要件を満たせば4、5年度目に1/2補助）	建物及びその附属設備、機械及び装置の取得価格が3,000万円超（情報サービス業、運輸業並びに卸売業の場合は増加雇用者15人以上）	・「特定区域の支援」に係る要件を満たす場合、対象資産に係る固定資産税が課されてから4、5年度目において、対象資産に係る固定資産税額の1/2相当額を補助（5,000万円以上の投資、5人以上の雇用） ・過疎地域及び地域未来投資促進法による税制優遇の適用を受けた場合は、投資額や雇用増の要件なく4、5年度目において、対象資産に係る固定資産税額の1/2相当額を補助	商工観光部 商工振興課 21-8412
26	補助金交付金	市内企業生産拠点整備事業費補助金	企業が職場環境の改善や生産効率の向上を目的に耐用年数を過ぎた市内の工場、事業所等の更新に要する経費に対する補助。	市内に事業所を有する企業（従業員40人以上）	生産能力等事業拡大に向け市が認定した計画に基づき工場等の建替え等に要した経費	対象経費の3.0%（補助上限額1億円）	・耐用年数を超過した工場や事業所を更新する企業（製造業）であること ・固定資産投資額が4億円超であること	本補助金は工場等施設・設備更新の事業着手の30日以上前に申請が必要です	商工観光部 商工振興課 21-8412
27	補助金交付金	企業立地促進資金利子補給補助金	岩手県企業立地促進資金の融資を受けた際の利子相当額の補助。	製造業、ソフトウェア業等	融資実行日から3年を限度とした支払利息	金融機関に実際に支払った利息相当額	岩手県企業立地促進資金貸付要綱に基づく融資であること	初年度は融資実行日から起算して30日以内、次年度以降は当該年度の4月30日までに申請が必要です	商工観光部 産業企画課 21-8451
28	補助金交付金	社員寮整備事業費補助金	事業者等が行う社員寮の整備に要する経費に対する補助。	事業者等	社員寮の新築、増築、改築又は改修をする事業に要する経費	①新築：実支出額と50万円×戸数の額の低い額※上限1,000万円 ②増築等：対象経費×1/2と25万円×戸数の低い額※上限500万円 ※一関地域以外での整備の場合、①②ともに0.1を加算して補助	・社員寮は社員が事業者等と賃貸借契約を締結して入居する住宅であること ・市税等の滞納がないこと	一関地域以外での整備の場合、通常の補助金の算出額に0.1を乗じて得た額を加算でき、①は最大1,100万円、②は550万円まで交付できます。	商工観光部 商工振興課 21-8412
29	補助金交付金	意欲ある農業担い手支援事業	①新規雇用奨励事業：農業法人が新たに常時雇用として職員を雇用した際の経費に対する補助。 ②就農定着事業：新規雇用奨励事業を活用した農業法人へ就職し、6か月を経過した者に対する就農祝い金の交付。	市内で常時雇用する労働者が20人以下である農業法人	①-1新たに正規雇用者を6か月以上雇用するために要した経費 ①-2新たに正規雇用者を雇用した日の前後1年の間に行った生産基盤若しくは事業の拡大又は就労環境の整備に要した経費 ②就農6か月を経過した者への祝い金（一律）	①-1、30万円/人 ※上限60万円（2人分） ①-2対象経費の1/2 ※上限100万円 ※1事業所通算1回のみ ②新規学卒者10万円、それ以外の者5万円	・正規雇用者に係る社会保険の加入の手続きをしている方 ・当該補助金の申請日から前1年において、事業主都合による解雇又は雇止めをしていない方	・新たに常時雇用をした日から半年を経過した後に申請可能となります ・農業経営体への多様な支援事業に一本化して統合	農林部 農政推進課 21-8225
30	補助金交付金	6次産業化・農工商連携開発事業費補助金	市内事業者等が行う市内産農林水産物を活用した新たな加工品の開発や加工施設・機械の整備に要する経費に対する補助	市内に事業所を有する個人事業主、法人等	①加工品開発：一関市産農林水産物を活用した加工品の開発及び販路開拓等に要する経費 ②加工施設・機械整備：一関市産農林水産物を活用した加工品の開発に必要な加工施設及び機械等の整備に要する経費	①補助対象経費の1/2、上限50万円 ②補助対象経費の1/3、上限100万円	・市内事業者等が一関市産の農林水産物を活用した商品開発をすること ・生産者の農林水産物の供給に要する申告書を添付して申請すること ・市税の滞納のないこと	申請前に必ず事前相談のこと	農林部 生産流通課 21-8317

No.	区分	事務事業名	事業概要	対象者	対象経費	補助額等	補助要件等	留意点	担当部署
31	補助金 交付金	林業新規就業者家賃補助 金	林業の担い手の確保と定着を図るため、市内の林業経営体で新規に就業する転入者や岩手県林業技術センターが開校するいわて林業アカデミーを受講する方に対する家賃の補助。	林業新規就業者、林業アカデミーを受講する者	家賃（敷金、礼金、共益費等の諸経費を除く）	月額1/2以内（千円未満切り捨て） ※限度額は、月額2万円	①新たに林業経営体に期間を定めず又は6か月以上の期間を定め雇用され、市内に転入後2年を経過していない林業新規就業者で、次のいずれにも該当する方 ・初年度の補助金の申請日時点において、雇用開始日から2年を経過しておらず、かつ、年齢が50歳以下の方 ・市内の賃貸住宅に居住する方 ・過去に本補助金の交付を受けていない方 ・国、地方公共団体等から補助対象経費について補助等を受けていない方 ・初年度の補助金の申請日から2年以上継続して同一の林業経営体で勤務している市内に居住する意思のある方 ②新たに市内の林業経営体に就業するため林業アカデミーを受講する者で、次のいずれにも該当する方 ・市外の賃貸住宅に居住する方 ・賃貸借契約の締結した日の属する年度の前年度において市内に住所を有していた方 ・過去に本補助金の交付を受けていない方 ・国、地方公共団体等から補助対象経費について補助等を受けていない方 ・林業アカデミーを修了後1年以内に、2年以上継続して同一の林業経営体に就業する意思を有する方	当補助の林業経営体とは、市内に主たる事務所を置く林業経営体で、次のいずれかに該当する者 (1)森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定に基づき、岩手県知事から岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録された者 (2)岩手県育成林業経営体の登録・公表実施要領（令和元年7月16日付け森整第185号）に基づき、岩手県育成林業経営体に登録された者 (3)岩手県林業事業主改善計画認定要領（平成9年3月19日付け林振第1212号）に基づき、林業事業主改善計画の認定を受けた者	農林部 林政推進課 21-8195